

特別簡易型総合評価方式評価項目一覧【土木一式工事】

工事名：市道堂岡岩出線 道路整備工事

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点			様式	備考
				区分	小項目配点	項目配点		
企業要件	工事実績	志摩市内での「評価対象工事」の元請工事実績 (コリンス登録工事に限る)	評価対象工事の実績有	20	20	140	様式 - 4	志摩市内で平成14年度以降に完成し、かつ、引渡の済んでいる契約金額2千5百万円以上の評価対象工事の元請として、単独もしくはJV構成員(構成率20%以上に限る)としての実績について評価します。 ・「評価対象工事」とは、土木一式工事で発注された道路改良(改築)工事を指します。 記載できる工事実績は1件とします。 コリンス登録工事に限ります。 工事実績は、原則として工事名及びコリンスに登録の工事概要により確認しますので、コリンスの写しを提出してください。ただし、コリンスの写しの提出により内容が確認できない場合については、工事仕様書等別途判断できる資料を提出してください。 添付資料により判断できない場合は評価しません。
			上記以外又は実績無	0				
	工事成績	志摩市建設工事成績評定要領に基づく工事成績	評価点 計算式 = (工事成績点 - 65点) × 20 / 10		20	140	様式 - 3	平成21年10月1日から平成24年3月31日までの間に工事が完成し完成検査を受けた請負金額300万円以上の志摩市発注の土木一式工事で、志摩市建設工事成績評定要領に基づき採点された工事成績点数(直近のもの)を評価基準に記載の計算式により評価します。(試行実施期間中に採点されたものは除きます。) ・評価点は、小数点以下を切り捨てとします。 確認資料として、該当工事の工事成績認定書(写し)を提出してください。 この期間の工事成績がない場合は、評価点0点とします。
			75点以上の場合 }	20				
			65点未満の場合 }	0				
	手持ち工事量	契約中の公共工事と1級技術者の数の比率	評価点 計算式 = [- (20/0.8) × 手持ち工事量(J)] + 20		20	140	様式 - 3	手持ち工事量(J)を評価基準に記載の計算式により評価します。 ・手持ち工事量(J):申請時点において、受注しているコリンス登録された契約額2千5百万円以上の当該部門(土木一式工事)公共工事件数(契約後、コリンス登録手続き中の工事を含みます。)&当該部門(土木一式工事)に係る1級技術者数の比率【J=(当該部門契約金額2千5百万円以上の公共工事件数) / (当該部門の1級技術者数)】 ・評価点は、小数点以下を切り捨てとします。 当該部門の1級技術者数は、平成24年度 志摩市建設工事発注標準に基づく格付け通知に記載された技術者の人数とします。
			手持ち工事無しの場合 }	20				
			手持ち工事量(J)が0.8以上の場合 }	0				
	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	有	10	10	140	様式 - 3	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む)に沿った取り組みの有無を評価します。(確認は、評価機関による評価証、適合証明書等の写しの提出により行います。) 当該工事の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)
			無	0				
	地域・社会貢献度	小規模修繕工事契約実績	有	10	10	140	様式 - 3	平成17～24年度における志摩市発注の小規模修繕工事契約実績の有無を評価します。(確認は契約書の写しの提出により行います。)
			無	0				
		次世代育成支援活動実績	有	10	10	140	様式 - 3	次世代育成支援活動実績は、育児休業制度が就業規則に規定されているものとします。 (確認は就業規則の写しの提出により行います。)
			無	0				
男女共同参画活動実績		三重県知事表彰受賞企業	10	10	140	様式 - 3	「三重県知事表彰受賞企業」とは、「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事表彰を受賞している企業をいいます。 (確認は、表彰状の写しの提出により行います。) 「認証企業」とは、「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事認証を受けている企業をいいます。 (確認は、認証書の写しの提出により行います。) 「三重県知事表彰受賞企業」と「認証企業」の重複評価は行いません。	
		認証企業	6					
		無	0					
障がい者雇用実績		有	10	10	140	様式 - 3	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。 (確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、法定雇用が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出する最新の障害者雇用状況報告書等)の写しにより行います。それ以外の企業の場合、雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳番号等とその者の常時雇用(3か月以上)のわかる書類(保険証の写し等)により確認します。)	
		無	0					
災害協定の評価		災害協定の実績	10	10	140	様式 - 3	「災害協定の実績」とは、「志摩市との防災協定」を締結している場合を指します。 なお、「災害協定の実績」は、前年度と、当該年度については技術資料の申請日までの防災協定締結を対象とします。 (協定書等の内容及び登録企業の確認は、協定書等の写しの提出により行います。なお、協定を社団法人等の団体が締結している場合は、団体の長が発行した、申請者が一定の役割を負っていることを証する証明書の写しも併せて提出してください。) 「災害協定の実績」については、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されているものを対象とします。	
		上記以外	0					
ISO認証取得等	ISO9000S ISO14001 M - EMS	ISO両方又はISO9000SとM-EMSステップ2両方	20	20	140	様式 - 3	ISO、M - EMS認証取得の有無により評価します。 (確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。) 本工事の発注業種が認証されていること。 認証されている事業の範囲がわかる付属書等の写しも提出してください。 ISO14001とM-EMSの重複評価は行いません。 ISO9000s及びISO14001は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)	
		ISO9000SとM-EMSステップ1両方	16					
		ISO片方又はM-EMSステップ2のみ	10					
		M-EMSステップ1のみ	6					
		無	0					
技術者要件	配置予定技術者の 工事実績	配置予定技術者の主任技術者又は監理技術者(いずれも専任)あるいは、現場代理人としての工事実績 (コリンス登録工事に限る)	評価対象工事の主任技術者又は監理技術者としての実績	50	60	様式 - 5	配置予定技術者が元請けとして、単独もしくはJV構成員(構成率20%以上に限る)の主任技術者又は監理技術者あるいは、現場代理人として従事した工事のうち、契約金額が2千5百万円以上の評価対象工事の実績について評価します。 ・「評価対象工事」とは、土木一式工事で発注された道路改良(改築)工事を指します。 主任技術者又は監理技術者としての実績については、平成14年度以降に完成し、かつ、引渡の済んでいる評価対象工事を対象とします。なお、主任技術者又は監理技術者としての実績とは、少なくとも対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 また、現場代理人としての実績については、平成16年4月1日以降に発注され、同年以降に完成し、かつ、引渡の済んでいる評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した者(コリンス登録された者に限る。)を対象とします。 コリンス登録工事に限ります。 主任技術者又は監理技術者として申請する場合に記載できる工事実績は1件とし、現場代理人として申請する場合に記載できる工事実績は2件までとします。 工事実績は、原則として工事名及びコリンスに登録の工事概要により確認しますので、コリンスの写しを提出してください。ただし、コリンスの写しの提出により内容が確認できない場合については、工事仕様書等別途判断できる資料を提出してください。 添付資料により判断できない場合は評価しません。 主任技術者又は監理技術者としての実績と現場代理人としての実績の重複評価は行いません。	
			評価対象工事の現場代理人としての2回の実績					
			評価対象工事の現場代理人としての1回の実績	30				
			上記以外又は実績無	0				
	配置予定技術者の 保有資格	配置予定技術者の保有する資格	1級の国家資格	10	10	60	様式 - 5	配置予定技術者の保有資格により評価します。 保有資格は下記の通りとします。確認は合格証明書又は登録証等の写しの提出により行います。 1級の国家資格:1級建設機械施工技士若しくは1級土木施工管理技士。 2級の国家資格:2級建設機械施工技士(第一種～第六種)若しくは2級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)
2級の国家資格			6					
その他			0					
加算点満点				200				
本件工事で技術提案の不履行があった場合			本件工事において提案不履行があった場合、不履行の程度により志摩市の指名停止措置基準に照らし合わせ、ペナルティを決定するものとします。					